

経済産業省 「副業・兼業支援補助金」

経済産業省（以下経産省）は、「副業・兼業支援補助金」の受付を開始しました。この補助金は、企業等が副業・兼業に人材を送り出すため、または副業・兼業の人材を受け入れるために要する費用について、本事業を通じてその経費の一部を助成し、費用負担を軽減することで、副業・兼業を促進し、もって企業間・産業間の労働移動の円滑化を図ることを目的としています。詳しくは、経産省HPで[副業・兼業支援補助金 \(fukugyo-kengyo-hojo.jp\)](http://fukugyo-kengyo-hojo.jp)

公募内容

本事業は、実施の目的に応じて、以下の2つの類型を設けており、類型ごとに補助事業の要件や補助対象経費、補助率及び上限額等を定めています。

	類型A 副業・兼業送り出し型	類型B 副業・兼業受け入れ型
補助率	2分の1以内	2分の1以内
補助上限額	1事業者あたり100万円	副業・兼業の人材1人あたり50万円 1事業者あたり250万円（5人まで）
補助対象経費	①専門家経費 ②研修費 ③クラウドサービス利用費	①仲介サービス利用料 ②専門家経費 ③旅費 ④クラウドサービス利用費
補助事象の要件	自社の従業員が他の企業等での就業等を行うことを認めるための環境整備を行うものであって、以下のいずれの要件も満たすものであること。 ① 従業員の就業に関する社内ルール(就業規則等の社内ルールとして明文化されたものに限る。以下同じ。)の改定を伴うものであること ② 社内ルールの改定によって、従業員の副業・兼業を認める範囲が広がることが見込まれること ③ 改定後の社内ルールが、モデル就業規則(厚生労働省)第70条の規定に準じたもの、又は、同条の規定よりも広範に従業員の副業・兼業を認めるものになると見込まれること ④ 改定後の社内ルールについて、全ての従業員に周知することが見込まれること	他の企業等において雇用契約又は業務委託契約に基づき就業している個人と新たに雇用契約又は業務委託契約を締結した上で、同契約に基づき、当該個人が当該他の企業等での就業を継続している状態のまま、自社の業務に就業させるものであって、以下のいずれの要件も満たすものであること ① 自社の業務に就業させる期間が、少なくとも3か月以上であること ② 受け入れる人材が有するスキルや経験などを活用することが、受け入れ企業の経営課題の解決につながると見込まれること(ただし、自社の既存の業務に関する人員が不足しているという課題に対応するために、当該業務に関する人員として、副業・兼業人材を受け入れる場合を除く)

申請方法

本事業への申請は、補助金申請システム「JGrants (Jグランツ)」(電子申請システム)のみで受け付けます。郵送・Eメールによる申請は受け付けておりませんのでご注意ください。Jグランツの利用方法は、経産省HPでご確認ください。

募集期間(第1次公募の受付(電子申請)を実施しています)

2023年3月31日(金)～2023年5月11日(木)17時(必着)

公募説明会

日時：2023年4月10日(月)14:00～15:00

上記日程にて、本事業の概要、補助金の申請方法等に関する公募説明会(Microsoft Teams・ウェビナー形式)が開催されます。本事業に関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。この公募説明会の参加には事前エントリーが必要です。参加を希望される方は、経産省HPの『エントリーはこちら』よりご登録ください。なお、定員(1,000名)に達し次第、参加登録を終了とのことです。(応募状況に応じて、後日、追加の説明会が開催されるとのこと)